# 畑かん地域給水栓の使用について

『畑かん地域給水栓』は畑地に設置してある農業用の給水栓で、本体に「中央市」と「8-○-○」などの識別番号が貼られています。(下写真参照)

この給水栓を使用したい場合は、市に水を使用する畑を申請し、毎年使用料を納付することが必要になります。

地域給水栓を新たに使用したい場合や、水を使用する畑を変更したい場合などは市役所産業課でお手続きをお願いします。

また、畑かんの水は農業以外の目的に使用することはできません。

畑かん地域給水栓の例

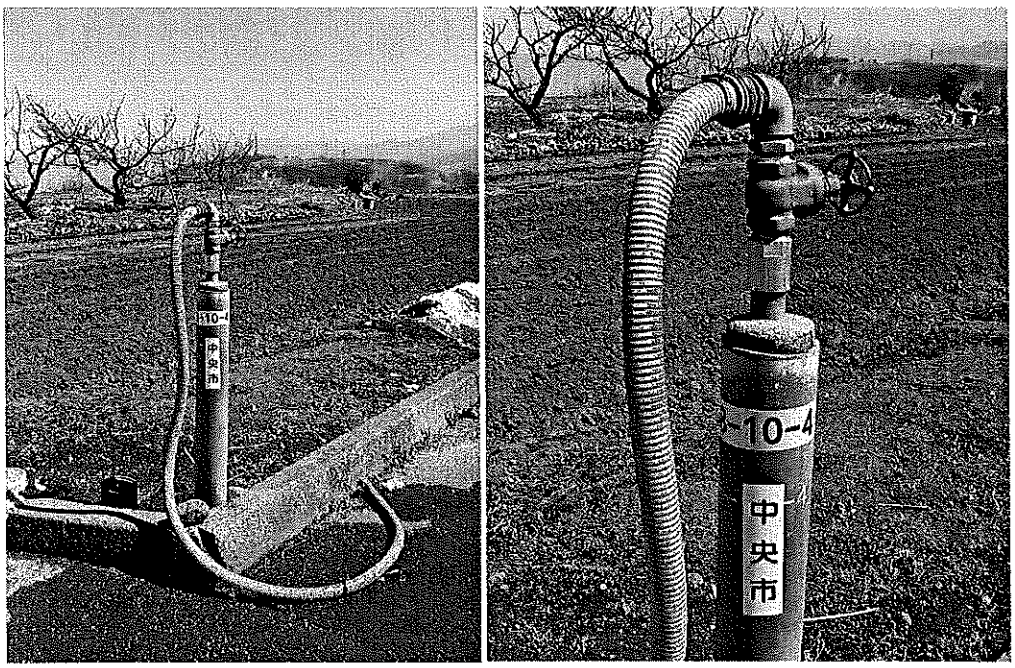


**地域給水栓は公共物で、地域の皆様の協力により維持管理されています。**

## 個人の畑にホースなどを使って直接引き込むことや、勝手に改造することは絶対にやめてください。

また冬季に使用した際は地中にある不凍栓バルブを閉め、本体のバルブは開けて水を抜いて凍結防止の対策をお願い致します。

組回覧

# 地域給水栓の新規使用・変更・中止をする場合

地域給水栓を新たに使用、もしくは既に加入している内容を変更または中止する場合は、申請の提出期限が**毎年10月1日まで**となっています。
変更等がある場合は、中央市産業課にてお問い合わせください。

※ご注意
この手続きは「地域給水栓」に関するもので、各圃場に直接引き込んである「個人給水栓」の手続きではありません。個人給水栓に関することについては、笛吹川沿岸土地改良区にお問い合わせください。

・笛吹川沿岸土地改良区・
所在：山梨県山梨市小原西720番地
電話:0553－22－2469

〈参考〉

○中央市畑地かんがい用水施設条例施行規則（抜粋）

（使用の申請）

第2条　条例第4条の規定により、地域給水栓を使用しようとする者は、毎年10月1日までに、地域給水栓使用申請書を市長に提出しなければならない。

（使用許可の変更及び中止）

第4条　条例第5条の規定により、地域給水栓の使用許可の変更・中止をしようとする者は、毎年10月1日までに、地域給水栓使用変更(中止)申請書を市長に提出しなければならない。

○地域給水栓に関するお問い合わせ

中央市役所　産業建設部　産業課　農政担当　TEL055-274-8561

※裏面もご参考ください